

日本専門医機構更新に関するQA  
 (単一施設週3日以上麻酔科関連業務への専従について)

日本麻酔科学会事務局

2018年7月12日掲載

2018年7月10日に公開しました「専門医機構認定 麻酔科専門医更新要件追加」に関するQAを掲載いたします。  
 その他の機構認定制度に関するQAは、下記のページの「制度に関するQA」をご確認ください。  
<http://www.anesth.or.jp/info/certification/kikou-senmon-renew.html>

Q	A
<b>単一施設週3日以上麻酔科関連業務への専従について</b>	
1  今回の要件追加の経緯を教えてください。	同一施設で週3日以上勤務することにより、他科と連携して周術期を中心とする総合的な患者管理(術前、術後の管理)に関わることで麻酔科専門医としての社会的役割を果たすことが目的です。
2  「単一の医育機関施設や病院施設」について詳しく説明してください。単科の病院や診療所も含まれますか。	施設の規模や認定病院の有無は問いません。クリニックや診療所を含む医療機関等も該当します。 同一施設で週3日以上 麻酔科関連業務への専従をしていることが要件です。
3  週3日勤務とは、週3日必ず勤務が必要か、または年間での規定数の勤務回数で考えるのでしょうか。	要件の通り週3日以上麻酔科関連業務への専従が必要です。ただし、勤務状況について、補足説明が必要な場合は、申請時に申請書類とあわせて理由書をご提出ください。審査会で、提出書類を元に審査します。
4  更新時期はいつからですか。	【重要】機構認定麻酔科専門医更新時期について(リンク)をご参照ください。 2016年度以降新規に学会専門医認定された方は、学会専門医認定期間終了年の前年の9月1日～10月30日までに機構専門医の更新を行うこととなります。
5  更新申請に際して、単一施設週3日の勤務は実績、いつから必要なののでしょうか。	2019年度から2年の猶予期間を含む間は、更新申請日に単一施設週3日の勤務実績が満たされていたら、更新基準に該当します。 2021年度以降に更新を予定している申請者の取り扱いについては、詳細が決定次第、HPIに公開致します。
6  出張麻酔のクリニックを開業していたり、医師派遣会社に登録している場合はどうなりますか。	派遣先で同一施設週3日以上 麻酔科関連業務への専従をしていることが、要件を満たしません。
7  2020年度、2021年度に更新を予定していますが、いつまでに要件を満たす必要がありますか。	それぞれの更新申請を行う時点までに、要件を満たしてください。
8  申請時点で出産等で週3日以上勤務が出来ない場合、単位は足りていても、更新猶予の申請をしないといけないのでしょうか。	更新を猶予することとなります。猶予が許可された場合、2年以内に再度申請し、更新ください。
9  機構専門医が開始となり、学会認定医、指導医との関係性はどうか。学会認定資格を取得することは必須ですか。	下記ページの「2019年度以降の指導医・専門医更新について」をご覧ください。 <a href="http://www.anesth.or.jp/info/certification/index.html">http://www.anesth.or.jp/info/certification/index.html</a>

Q

A

## 単一施設週3日以上麻酔科関連業務への専従について

10

猶予が認められた場合、猶予後の申請要件はどうなりますか。

機構の認定基準に従い、更新となります。本来の対象期間5年分と猶予が認められた期間の申請書が必要となります。単位の算定期間も同様の期間となります。